平成２５年度

自動車検査員研修

【北海道運輸局　地域教材】

注）平成２５年度 自動車検査員研修では本教材の他、以下の資料が必要です。

①平成２５年度　整備主任者研修　法令研修【全国共通教材】

②平成２５年度　整備主任者研修　法令研修【北海道運輸局　地域教材】

目　　次

1．北海道における指定整備事業者の処分状況

○平成24年度及び平成25年度の監査及び処分件数

運輸支局	監査件数	取消	交付停止	是正命令	文書警告	検査員の解任	検査員の警告
札 幌	669 （508）				4 （1）		1 （1）
函 館	264 （125）		(2)		（1）		（3）
室 蘭	238 （149）				3		
旭 川	359 （195）		1		2 （1）		3 （1）
帯 広	156 （138）				2		2
釧 路	223 （79）		(1)		2 （1）		1 （2）
北 見	221 （144）						
局 計	2,130 （1,338）	0 0	1 （3）	0 0	13 （4）	0 0	7 （7）

※（ ）内は、平成25年度（H25年4月～10月末）の状況。

○平成24年度及び平成25年度の主な違反内容（違反内容毎に複数計上）

違反内容	件数	
不正改造状態で保適証交付	1	（2）
保安基準不適合車への保適証交付	5	（2）
点検・検査一部未実施 （審査事務規程と相違する方法による検査又は 検査機器の許容能力を超える自動車を検査も含む）	1	（1）
同一性が相違する車両への保適証交付	3	（3）
保安基準不適合のおそれのある車両への保適証交付	5	（0）
法令を遵守する体制にない （交付体制の不適切）	2	（1）
指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	2	（0）
保適証の一部記載誤り	1	（0）
保適証の虚偽記載	0	（1）
指定整備記録簿の虚偽記載	0	（1）

※（ ）内は、平成25年度（H25年4月～10月末）の状況。

○口頭注意を受けた事業場数（平成25年度は平成25年10月末現在）

	札 幌	函 館	室 蘭	旭 川	帯 広	釧 路	北 見
平成24年度	53	62	67	50	20	26	53
平成25年度	53	32	41	27	21	12	23

主な指摘事項
・点検整備項目の記載漏れ（誤り）
・完成検査欄の記載漏れ（誤り）：制動力、ヘッドライト、DS測定値欄
・目視検査欄の記載漏れ
・保安基準適合証の記載漏れ（誤り）：最終検査申請日、保険期間

２．北海道における指定整備事業者の処分概要

（平成２５年４月～１０月分、支局長による警告は除く。）

（事例１）認証停止１０日　　　　　　　　　　　　（処分年月日　Ｈ２５．５．９）

業態：専　業　（北見管内）

運輸支局に、以前当該事業場に原動機不調のため修理を依頼したユーザーから、当該事業場が整備ミスを認めた旨の連絡があった。

当該ユーザーが当該車両を運行していたところ、ブレーキがロックして急ブレーキがかかったことから、当該事業場に確認したところ、整備作業を実施したときに、ブレーキキャリパブラケットの締め付けが不十分であったとのこと。以上のことから、運輸支局において立ち入り監査を実施したところ、ブレーキキャリパブラケットの締め付け不良、分解整備記録簿の一部記載漏れ、分解整備記録簿の写し未交付及び再整備時の分解整備記録簿未作成が確認された。

＜主な改善策＞

・　一般整備や再修理等で分解整備に該当する項目があった場合、作業担当者は作業完了後、必ず、整備主任者から最終確認を受け、分解整備記録簿の整備主任者欄には、最終確認を実施した整備主任者の名前を記載することとした。

・　「分解整備の定義」及び「分解整備の取扱い」について勉強会を開催した。

（事例２）指定整備事業者、検査員　文書警告　　（処分年月日　Ｈ２５．６．２１）

業態：ディーラー　（函館管内）

当該事業者より支局に、同一性が相違しているにもかかわらず保安基準適合証等を交付した旨の申告があった。

申告に基づき、当該事業場の特別監査を実施したところ、同一性が相違している状態で完成検査を実施し、保安基準適合証等を交付していた事実が確認された。

＜主な改善策＞

・　同一性の確認を、点検実施者による受入点検時、作業担当者による作業開始前及び自動車検査員による完成検査時と複数回実施することにより、確認体制の強化を図った。

・　ナンバープレートの確認ができる検査車両の写真を添付し、保安基準適合証を交付する際、事業場管理責任者が確認できる対策をとった。

（事例３）保適証交付停止２０日、検査員　文書警告（処分年月日　Ｈ２５．７．３１）

業態：ディーラー　（函館管内）

当該事業場へ立ち入り監査を実施したところ、保安基準適合証等の交付処理について、定期点検整備を実施後、完成検査を行い、同日、保安基準適合証を交付したが、

有効期間の満了する日が短縮されることに気付き、同日、当該保安基準適合証を書損扱いとし、２日後に完成検査を実施することなく、新たに保安基準適合証を作成し交付した事実を確認した。また、指定整備記録簿の「検査の年月日」欄も同様に書き替えた事実を確認した。

このため、保安基準適合証及び指定整備記録簿の虚偽記載と判断し、特別監査に切り替えた。

＜主な改善策＞

- 車検整備の受付時、自動車検査証の有効期間の確認を確実に実施し、継続検査申請予定日の設定を行う際には、保安基準適合証の有効期間満了日が運輸支局及び自社の稼働日か否かを日付が色分けされたカレンダーをもとに行うこととした。
- 事業場管理責任者が保安基準適合証を交付する前に、中間決裁を主任技術者に行わせ、二重の確認体制とした。

（事例４）認証停止１０日、保適証交付停止２５日、検査員文書警告

（処分年月日　Ｈ２５．９．１１）

業態：専　業　**（釧路管内）**

地方運輸局より不正改造車（ダンプ）に整備命令を発令する予定があるとの情報提供があった。

この車両は、直近に釧路管内の指定工場で車検が行われており、既に自動車検査証の有効期間が更新されているとのことであった。

また、その後整備命令を発令した際に、運転手から聴き取りを行ったところ「荷台の増し枠」については、このままの状態で車検が通った旨の話があった。

このため、当該事業場に特別監査を実施したところ、法令違反の事実が確認された。

＜主な改善策＞

- 同一性の確認については、受入点検時に整備主任者が確認をし、作業開始前には作業担当者が確認を行うこととした。さらに自動車検査員が完成検査時に確認を行うことにより複数でチェックする体制とした。

  また、各確認の証明として指定整備記録簿へ「レ」チェックの記載を確実に行うこととし、受入点検時に不具合が生じた場合は、その旨を作業指示書及び指定整備記録簿に目立つように朱書きして見落としがないようにするとともに、その不具合について何らかの作業を実施した場合は、その旨を確実に作業指示書及び指定整備記録簿に記載することとした。
- 事業場管理責任者の決裁時におけるチェック体制については、指定整備記録簿の同一性の確認欄に自動車検査員及び受入点検者並びに作業担当者の記載した「レ」チェックが３箇所あることを確認するとともに、事業場管理責任者においても完成車両が確認できるよう、自動車検査員が完成検査終了時に完成車両の写真を撮影し、決裁時に保安基準適合証、保安基準適合証等発行簿、指定整備記録簿と併せて確認した後、保安基準適合証等を交付するよう決裁体制を強化した。
- 社内教育を実施し自動車関係法令に関する認識及び知識の向上を図った。

（事例５）認証停止２０日　　　　　　　　　　　　（処分年月日　Ｈ２５．９．１１）

業態：ディーラー　（北見管内）

自動車使用者から、当該使用者が使用する自動車の排出ガス発散防止装置に関する不正改造の情報があり、調査した結果、排出ガス減少装置の一つである排気ガス再循環装置（以下「ＥＧＲ」という。）のインテーク側のフランジと金属製パイプの接続部分に、加工された鉄製の部品（以下「不正部品」という。）が取り付けられていることが確認された。

この不正部品により排出ガスの導入が妨げられ、ＥＧＲの機能が損なわれることが判明したことから、当該事業場に立ち入り監査を実施したところ、当該車両の当該減少装置を機能させなくする不正改造を行っていたことが確認された。

＜主な改善策＞

・　未提出期間中

（事例６）保適証交付停止１５日、検査員文書警告１人

（処分年月日　Ｈ２５．１０．３０）

業態：専　業　（函館管内）

当該事業場に立入監査を実施したところ、事業場内に回転部分の突出及び最大積載量表示のない車両があったため確認したところ、不正改造状態であるにもかかわらず保安基準に適合している旨の証明をし、保安基準適合証等を交付したことを確認した。

＜主な改善策＞

・　未提出期間中

３．平成２５年度 全国における指定整備事業者の主な処分概要

（H25年4月～9月末まで）

	運輸局	業 態	違 反 概 要	処分	発 端
1	四国	ディーラー	自賠責保険未加入状態で交付（大部分） 指定整備記録簿記載誤り（一部）	適合証交付停止20日	窓口申請
2	近畿	専業	点検・整備未実施（一部） 検査未実施（一部） 指定整備記録簿記載漏れ（一部）（検査項目欄等）	適合証交付停止20日 検査員警告1名	監 査
3	北信	専業	基準不適合状態で交付（黒煙測定値が基準超）	適合証交付停止40日 検査員解任1名	監 査
4	近畿	専業	不正改造状態で交付（回転部分の突出） 不正改造状態で車検手続き実施【認証】	適合証交付停止15日 検査員警告1名	監 査
5	中部	ディーラー	自賠責保険未加入状態で交付（大部分）	適合証交付停止20日	監 査
6	九州	専業	工員不足 基準不適合状態で交付（適否未判定） 指定整備記録簿記載漏れ、記載誤り（一部）	適合証交付停止155日 検査員警告1名	監 査
7	近畿	専業	基準不適合状態で交付（前照灯の高さが１ｍ超えの判定値） 指定整備記録簿の記載誤り	適合証交付停止35日	内部告発
8	関東	専業	法令遵守 同一性が相違する状態で交付	適合証交付停止20日 検査員解任1名	窓口申請
9	九州	専業	同一性が相違する状態で交付（原動機型式）	適合証交付停止15日 検査員警告1名	情報提供
10	四国	専業	基準不適合状態で交付（排気ガス基準値超え） 検査未実施（一部）（すれ違い適用年月） 点検整備未実施（一部）（様式相違） 指定整備記録簿記載誤り、記載漏れ（一部）	適合証交付停止60日 検査員警告1名	監 査
11	中国	専業	完成品に恒常性を有していない 法令遵守 点検整備未実施 基準不適合状態で交付 適合証虚偽記載（検査年月日） 検査未実施（一部） 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿未記載 指定整備記録簿未保存 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り	適合証交付停止130日 検査員解任1名	情報提供
12	中部	専業	同一性が相違する状態で交付 基準不適合状態で交付 検査未実施（一部） 指定整備記録簿（様式違い） 指定整備記録簿記載漏れ、記載誤り（一部） 法令遵守	適合証交付停止140日 検査員警告1名	監 査
13	沖縄	専業	不正改造状態で交付 同一性が相違する状態で交付 不正改造状態で車検手続き実施【認証】	適合証交付停止70日 分解整備事業停止15日 検査員解任1名	監 査
14	沖縄	専業	法令遵守 検査未実施（一部）（同一性の確認） 指定整備記録簿の虚偽記載	適合証交付停止15日 検査員警告1名	監 査
15	沖縄	専業	立入監査及び呼び出し監査拒否 検査未実施 指定整備記録簿未記載 点検整備未実施（一部） 分解整備記録簿未記載【認証】 分解整備記録簿写し未交付【認証】	指定取消 分解整備事業停止20日 検査員解任1名	監 査

16	関東	専業	基準不適合状態で交付（速度計） 検査未実施（一部）（審査事務規程と異なる方法：前照灯）	適合証交付停止55日 検査員警告1名	監　査
17	関東	専業	基準不適合状態で交付（前照灯光度不足） 検査未実施（一部）（サイドスリップ、制動力、前照灯、目視検査） 指定整備記録簿の記載漏れ（一部）	適合証交付停止15日	監　査
18	中部	専業	点検整備及び検査未実施（ペーパー車検） 適合証虚偽記載（検査年月日） 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 法令遵守 ペーパー車検での車検手続き実施【認証】 分解整備記録簿の虚偽記載【認証】 分解整備記録簿の記載漏れ（一部）【認証】 分解整備記録簿写し未交付【認証】 料金表の内容不適切【認証】 概算見積書未交付【認証】 整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備【認証】 ※　その他：ペーパー車検を依頼した認証工場に対して処分を行った。 （４事業場：認証取消、2事業場：事業停止処分）	指定取消 認証取消 検査員解任1名	情報提供
19	北信	専業	検査未実施（ペーパー車検） ペーパー車検での車検手続き実施【認証】	指定取消 分解整備事業停止10日 検査員解任1名	捜査照会 （警察）
20	東北	専業	不正改造状態で交付 指定整備記録簿虚偽記載 不正改造状態で車検手続き実施【認証】	指定取消 分解整備事業停止40日 検査員解任1名	車両見分 （警察）
21	九州	ディーラー	不正改造状態で交付 指定整備記録簿の記載誤り（一部） 不正改造状態で車検手続き実施【認証】	適合証交付停止15日 検査員警告1名	情報提供
22	中国	ディーラー	法令遵守 基準不適合状態で交付（側方灯の色、前面ガラスお守り貼付） 指定整備記録簿の記載誤り（一部）	適合証交付停止20日 検査員警告2名	監　査
23	四国	専業	同一性が相違する状態で交付（車台番号相違） 点検整備未実施 検査未実施 指定整備記録簿未記載	適合証交付停止60日 検査員警告1名	情報提供 （軽検協）
24	関東	専業	基準不適合状態で交付（排気ガス濃度） 検査未実施（一部）（サイドスリップ、速度計の誤差、黒煙・粒子状物質等） 指定整備記録簿の記載漏れ（一部）	適合証交付停止20日 検査員警告1名	監　査
25	九州	ディーラー	適合証虚偽記載（検査年月日） 点検整備未実施 検査未実施 指定整備記録簿虚偽記載 法令遵守	指定取消 検査員解任2名	自主申告
26	九州	専業	適合証の記載誤り（検査年月日） 点検整備未実施 指定整備記録簿の記載誤り（一部）	適合証交付停止35日	情報提供
27	北信	組合	不正改造状態で交付	適合証交付停止15日 検査員警告1名	監　査
28	関東	組合	不正改造状態で車検手続き【認証】 不正改造状態で交付 基準不適合で交付 検査未実施（一部・故意） 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ（一部）	指定取消 分解整備事業停止10日 検査員解任2名	監　査

29	中部	専業	適合証虚偽記載（検査年月日） 指定整備記録簿虚偽記載（検査年月日） 法令遵守	適合証交付停止35日	情報提供 （振興会）
30	中部	専業	基準不適合で交付（故意） 検査未実施（一部） 同一性が相違する状態で交付（長さ相違） 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 自賠責保険未加入状態で交付（一部） 法令遵守	適合証交付停止75日 検査員解任1名	窓口申請
31	東北	専業	法令遵守 指定整備記録簿虚偽記載	適合証交付停止20日	情報提供
32	沖縄	専業	分解整備記録簿の虚偽記載【認証】 健全経営 法令遵守 点検整備未実施 適合証虚偽記載（検査年月日） 検査未実施（一部） 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 虚偽の陳述【指定・認証】	指定取消 分解整備事業停止25日 検査員解任1名	調　査 （適合証交付件数過大）
33	関東	専業	変更届出未提出（屋内作業場）【認証】 認証作業場以外で分解整備実施。【認証】 分解整備記録簿未記載【認証】	分解整備事業停止10日	内部告発
34	関東	専業	不正改造状態で車検手続き【認証】 不正改造状態で交付 指定整備記録簿虚偽記載 検査機器の校正未実施	適合証交付停止90日 分解整備事業停止20日	捜査結果
35	中部	専業	点検整備及び検査未実施（ペーパー車検） 検査未実施（一部） 点検整備未実施（一部） 適合証虚偽記載（検査員の証明） 対象自動車の指定整備記録簿なし 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ及び記載誤り（一部） 検査作業と整備作業が分業化されていない 健全経営 法令遵守 虚偽の陳述 ペーパー車検での車検手続き実施【認証】 認証作業場以外で分解整備実施。【認証】 分解整備記録簿虚偽記載【認証】 点検整備料金の過剰請求【認証】 整備主任者の分解整備に関する統括管理不備	指定取消 分解整備事業停止20日 検査員解任1名	情報提供
36	関東	組合	整備主任者の届出未提出【認証】 検査未実施（一部・故意） 指定整備記録簿虚偽記載 基準不適合で交付 指定整備記録簿の記載漏れ及び記載誤り（一部）	適合証交付停止100日 検査員解任1名	監　査

４．平成２４年度　全国の指定整備事業者の処分状況

○監査及び処分件数

運輸局	監査件数	取消	交付停止	是正命令	文書警告	検査員の解任
北海道	2,130	0	1	0	13	0
東　北	2,724	0	3	0	10	1
関　東	3,836	3	18	0	21	13
北陸信越	1,713	0	5	0	10	1
中　部	1,677	0	11	0	33	3
近　畿	3,890	2	7	0	22	5
中　国	2,327	0	3	0	14	0
四　国	1,522	0	5	0	10	2
九　州	2,290	2	7	0	8	4
沖　縄	404	0	5	0	11	0
全国計	22,513	7	65	0	152	29

平成 25 年 11 月 7 日
自　動　車　局

自動車用緊急脱出ハンマーの性能確保と使用方法の周知について

自動車が水中に転落した際などに使用される自動車用緊急脱出ハンマーについて、独立行政法人国民生活センターにおいて広く性能の調査が実施され、その結果が本日公表されているところです。

当省においては、この公表結果も踏まえ、当該調査において問題があるとされた製品の製造・販売事業者に対して必要な対応を指導するなど、下記のとおり対応します。

記

１．　問題があるとされた自動車用緊急脱出ハンマーへの対応

● 当該調査において、ドイツの製品安全法に基づく任意の認証基準（ＧＳマーク）に準じた試験で側面窓ガラスを破砕できなかったもの又は耐久性テストで本体に不具合の生じたもの（合わせて 6 製品）について、事業者に対して、検証の実施と自主回収など必要な対応を指導する。

２．　自動車用緊急脱出ハンマーの製造・販売に関する指導等

自動車用緊急脱出ハンマーが適切な性能を有するとともに、万が一の時にユーザーが正しく使用できることが必要であるため、以下のとおり指導等を行った。

● 自動車関係団体(注)に、傘下の製造・販売に関わる会員に対して下記事項を周知し、これに即した取扱いが促進されるよう通知した。

① 車両の側面窓ガラスを破砕する性能が適切に評価されているとともに、製造・流通過程での品質管理が適切に行われているものであること。

② 車両の側面窓ガラスの破砕性能に関し、ユーザーにわかりやすく説明できるようにしておくこと。

③ 使用方法や使用上の注意（例：破砕に適した窓ガラスの部位、破砕する際の角度、耐用年数等）を、取扱説明書、販売店での掲示、インターネット上での掲示等の方法により、ユーザーに周知すること。例えば、②の説明と併せてインターネット上で実際に破砕しながら使用方法を説明するなど、映像を活用した周知が考えられる。

● 地方運輸局等に対し、上記①～③に照らして適宜、注意喚起、周知等適

切な対応を行うことを指示した。

（注）日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、一般社団法人　自動車用品小売業協会、全国部品販売店連合会、全国自動車用品工業会、全日本自動車部品卸商協同組合、一般社団法人　日本自動車工業会、一般社団法人　日本自動車販売協会連合会、日本自動車部品協会、一般社団法人　日本自動車部品工業会、日本自動車輸入組合、一般社団法人　日本中古自動車販売協会連合会（順不同）

３．　業界自主基準策定への協力

- 業界が作成する自主基準については、必要な協力を行っていく。

＜参考ＨＰ＞
国土交通省　自動車の不具合・リコール情報　自動車を安全に使うためには
・いざというときのために、緊急脱出ハンマーを備え付けましょう！
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety023.html
・水中に転落したときの脱出方法について
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety007.html

連絡先　自動車局審査・リコール課リコール監理室
TEL　　０３－５２５３－８１１１　内線４２３５４
アドレス http://www.mlit.go.jp

リコール届出一覧表

リコール届出日：平成２５年１１月７日

リコール届出番号	装7	リコール開始日	平成２５年１１月８日
届出者の氏名又は名称	株式会社ブリヂストン 代表取締役ＣＥＯ　津谷　正明 問い合わせ先：株式会社ブリヂストン　広報部 電話番号　03-3563-6811 専用フリーダイヤル 電話番号　0120-112-257		
不具合の部位	タイヤ　(サイドウォール部からのエア漏れ)		
基準不適合状態にあると認めるタイヤの状況及びその原因	栃木工場で製造されたトラック・バス用タイヤの一部において、タイヤ内面のゴム部材を変更後、製造工程の一部の問題により、このゴム部材のジョイント部の接着面強度が不足し、走行により割れが生じる場合がある。使用を続けると割れが進展し、その部分からサイドウォール部にエアが流入して滞留・膨れが発生し、最悪の場合、エア漏れに至り走行不能になるおそれがある。		
改善措置の内容	タイヤ内面のジョイント部を点検し、割れ及びその兆候が確認されたものは良品と交換する。なお、ジョイント部の割れの発生可能性には、製造設備や製造時期に応じ隔たりがあると考えられることから、発生予測に応じ、以下のとおりに分けて、改善措置を実施する。 〈割れが生じている又は割れの発生可能性があるタイヤに係る措置〉 ①　ジョイント部の割れ発生の懸念が高いタイヤ：平成２５年１１月８日開始 ②　①よりもジョイント部の割れ発生の可能性が低いと予測されるタイヤ：平成２６年１月２２日開始 〈市場での懸念を払拭するための措置との位置づけで実施する措置〉 ③　①、②に比べジョイント部の割れ発生の可能性が更に低いと予測されるタイヤ：平成２６年４月１日開始 （ただし、備考欄②、③のタイヤにおいて、タイヤ交換時等に同様の割れ及びその兆候が発見されたものは、それぞれの改善措置実施前であっても、良品と交換する。）		
不具合件数	14 件（いずれも割れ及びエア漏れ。バーストに至った事例無し）	事故の有無	無し
発見の動機	市場からの情報による。		
装置使用者、販売事業者及び自動車分解整備事業者等に周知させるための措置	自社ＨＰでの告知、ニュースリリースの配信とともに、判明している使用者にダイレクトメール・電話等で通知する。		

ブリヂストン製　トラック・バス用タイヤのリコールについて

国土交通省

エア漏れ部

プライコード

プライ保護層

インナーライナー

サイドトレッドゴム

ジョイント割れ部

◆不具合の内容

栃木工場で製造されたトラック・バス用タイヤにおいて、製造が不適切であったため、サイドウォール部からエアが漏れるおそれがある

ブリヂストン製　トラック・バス用タイヤのリコールについて

◆識　別

リコール対象かどうかは、タイヤ表側側面にある刻印を確認してください。

問い合わせ先：株式会社ブリヂストン　広報部
専用フリーダイヤル　電話番号　0120-112-257

７．前照灯試験機の新光源に関する対応について（情報提供）

事　務　連　絡
平成２５年　６月２８日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会　事業部長　殿

国土交通省自動車局整備課
事業班長

今般、一般社団法人日本自動車機械工具協会より、ＨＩＤ及びＬＥＤ光源（以下「新光源」という。）が市場導入される以前に販売された前照灯試験機（以下「旧タイプ前照灯試験機」という。）について、光度測定に使用されているセンサ・ＣＣＤカメラの分光感度特性に関し新光源に対する視感度が十分でないことから、一部の前照灯において正しい光度が測定しにくい（実際の光度より低く測定される）場合があり、今後、旧タイプ前照灯試験機については、別紙のとおり機種によっては視感度補正対応センサ等への交換・改造を行うことで、新光源への対応が可能となる旨の情報提供がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会傘下会員に対し情報提供して頂きますよう、宜しくお願いいたします。

なお、整備業者からの新光源への対応に係る改造、代替え等の詳細に係るお問い合わせにつきましては、前照灯試験機の販売事業者へ直接お問い合わせ頂きたい旨の連絡がありましたので、申し添えます。

【別　紙】

前照灯試験機の新光源対応に関する型式一覧表
- 株式会社アルティア
- 安全自動車株式会社
- 株式会社イヤサカ
- 株式会社バンザイ

前照灯試験機の新光源対応に関する型式一覧表

◎ 新光源対応に関する型式一覧表の注意事項について

1. 下表に該当しない型式及び平成10年以前の前照灯試験機（走行灯のみ）は、対象外となります。
2. 新光源（HID及びLED）については、現時点（平成24年）での対応であり、今後、新たに市場導入される前照灯については、未確認です。
3. 本改造対応は、光度測定（光度が測定しにくい場合）に関する改善であり、走行灯・すれ違い灯測定時の照射方向（光軸/エルボー点）測定性能の改善ではありません。

平成25年5月

番号	販売会社	商品番号 及び商品型式	型　式	改造対象の 製造番号範囲	改造対応の 可・不可
1	㈱アルティア	IM2741	IM-2741	－	不可
2	㈱アルティア	IM2736	IM-2736	－	不可
3	㈱アルティア	IM2751	IM-2751	－	不可
4	㈱アルティア	IM2722	IM-2722	1001～	可
5	㈱アルティア	IM2723	IM-2723	1001～	可
6	㈱アルティア	IM2711	IM-2711	1001～	可
7	㈱アルティア	IM2724	IM-2724	1001～	可
8	㈱アルティア	IM2700	IM-2771	1001～	対応済
9	㈱アルティア	IM2771		1001～	対応済
10	㈱アルティア	IM2712	IM-2712	1001～	対応済
11	㈱アルティア	IM2738	IM-2737	1001～	対応済
12	㈱アルティア	IM2706	IM-2706	1001～	対応済
13	㈱アルティア	IM2701	IDP-3000	1A～	対応済
14	㈱アルティア	IM2772		1A～	対応済
15	㈱アルティア	IM2702	IDP-4000	1A～	対応済

平成25年5月

番号	販売会社	商品番号 及び商品型式	型　式	改造対象の 製造番号範囲	改造対応の 可・不可
1	安全自動車㈱	HLI-1000	HLI-1000	－	不可
2	安全自動車㈱	HL-105	HL-105	－	不可
3	安全自動車㈱	HL-105S		－	不可
4	安全自動車㈱	HL-105E		－	不可
5	安全自動車㈱	HL-1055SM	HL-1055SM	－	不可
6	安全自動車㈱	HL-106	HL-106	－	不可
7	安全自動車㈱	HLI-2000モノクロ	HLI-2000	2001～2015	不可
8	安全自動車㈱	HLI-2000		2016～2180	可
9	安全自動車㈱	HLI-2003		2201～2450	可
10	安全自動車㈱	HLI-2007		2501～2700	対応済
11	安全自動車㈱	HLI-2011		5001～	対応済
12	安全自動車㈱	HLI-203	HLI-203	201～	可
13	安全自動車㈱	HLI-205	HLI-205	501～	対応済
14	安全自動車㈱	HLI-210	HLI-210	1002～1300	対応済
15	安全自動車㈱	HLI-211		5001～	対応済
16	安全自動車㈱	HL-205S	HL-205S	5001～	対応済
17	安全自動車㈱	HL-208S	HL-208S	8001～	対応済
18	安全自動車㈱	HL-211S	HL-211S	1101～	対応済
19	安全自動車㈱	HL-211SL	HL-211SL	5101～	対応済

平成25年5月

番号	販売会社	商品番号 及び商品型式	型　式	改造対象の 製造番号範囲	改造対応の 可・不可
1	㈱イヤサカ	HLT-113	HLT-113	−	不可
2	㈱イヤサカ	HLT-1133	HLT-1133	−	不可
3	㈱イヤサカ	ALT-410	ALT-410	−	不可
4	㈱イヤサカ	ALT-510	ALT-510	−	不可
5	㈱イヤサカ	ALT-710	ALT-710	−	不可
6	㈱イヤサカ	HLT-110	HLT-110	101 ～	可
7	㈱イヤサカ	HLT-120	HLT-120	101 ～ 373	可
				374 ～	対応済
8	㈱イヤサカ	HLT-130	HLT-130	101 ～ 599	可
				600 ～	対応済
9	㈱イヤサカ	HLT-210	HLT-210	201 ～	可
10	㈱イヤサカ	HLT-211	HLT-211	101 ～	可
11	㈱イヤサカ	ALT-320	ALT-320	101 ～ 132	可
				133 ～	対応済
12	㈱イヤサカ	ALT-720	ALT-720	101 ～ 105	可
				106 ～	対応済
13	㈱イヤサカ（ハラダクニ）	IHL-100	IHL-100	101 ～	可
14	㈱イヤサカ（ハラダクニ）	IHL-200	IHL-200	101 ～	対応済
15	㈱イヤサカ	HLT-125	HLT-125	100 ～	対応済
16	㈱イヤサカ	ALT-325		100 ～	対応済
17	㈱イヤサカ	HLT-140	HLT-140	101 ～	対応済
18	㈱イヤサカ	HLT-150	HLT-220	101～	対応済
19	㈱イヤサカ	HLT-220		101～	対応済
20	㈱イヤサカ	HLT-160	IDP-3000	1 I ～	対応済
21	㈱イヤサカ	ALT-360		1 I ～	対応済
22	㈱イヤサカ	HLT-170	IDP-4000	1 I ～	対応済

平成25年5月

番号	販売会社	商品番号 及び商品型式	型　式	改造対象の 製造番号範囲	改造対応の 可・不可
1	㈱バンザイ	HT-501	HT-501	−	不可
2	㈱バンザイ	HT-502	HT-502	−	不可
3	㈱バンザイ	HT-505	HT-505	−	不可
4	㈱バンザイ	HT-515		−	不可
5	㈱バンザイ	HT-506	HT-506	−	不可
6	㈱バンザイ	HT-516		−	不可
7	㈱バンザイ	HT-503	HT-503	−	不可
8	㈱バンザイ	HT-305	HT-305	−	不可
9	㈱バンザイ	HT-306	HT-306	−	不可
10	㈱バンザイ	HT-301	HT-301	1～	可
11	㈱バンザイ	HT-303	HT-303	1～	可
12	㈱バンザイ	HT-313	HT-313	1001～	可
13	㈱バンザイ	HT-504	HT-512	1～200	可
14	㈱バンザイ	HT-512		1～200	可
15	㈱バンザイ	HT-508		201～	対応済
16	㈱バンザイ	HT-302	HT-302	1～1000	対応済
17	㈱バンザイ	HT-304		1～1000	対応済
18	㈱バンザイ	HT-307	HT-307	1～	対応済
19	㈱バンザイ	HT-507	HT-507	1～	対応済
20	㈱バンザイ	HT-517		1～	対応済
21	㈱バンザイ	HT-702	HT-702	1～	対応済
22	㈱バンザイ	HT-718		1～	対応済
23	㈱バンザイ	HT-309	HT-309	1～	対応済
24	㈱バンザイ	HT-522	HT-522	1～	対応済
25	㈱バンザイ	HT-528		1～	対応済
26	㈱バンザイ	HT-312	IDP-3000	1B～	対応済
27	㈱バンザイ	HT-318		1B～	対応済
28	㈱バンザイ	HT-322	IDP-4000	1B～	対応済

8　保安基準及び審査事務規程の構成について

◆ 関係法令等

１．道路運送車両の保安基準（省令）保安基準の細目を定める告示（告示）
２．自動車検査独立行政法人　審査事務規程
３．依命通達（検査員の服務）

道路運送車両の保安基準（省令）

保安基準の基本的事項をわかりやすく示し、装置毎の性能基準を告示で一元化するため、基準の適用範囲、装備要件等の基本的事項のみ規定。

①基準の適用範囲　　②装置等の装備要件　　③性能基準の告示への委任

１．保安基準の細目を定める告示

第１節〈自動車製作者等に係る基準〉

型式指定自動車、型式認定自動車等について、自動車製作者又は自動車製作者と輸入契約を締結している輸入事業者が設計・製造・販売時に満たすべき基準。自動車及び装置のリコールを行う際にもこの基準が適用される。

第２節〈並行輸入車、試作車、改造車等に係る基準〉

並行輸入自動車、試作車、改造車等について、自動車使用者が新たに運行の用に供しようとするときに満たすべき基準。

第３節〈使用過程にある自動車が満たすべき基準〉

使用の過程にある自動車について、自動車使用者が運行の用に供しようとするときに満たす基準。

新車時において基準に適合していること及びその後使用の過程において構造、装置等に変更がないことを前提とし、摩耗、劣化等を考慮したうえで新車時と同等の安全性及び環境保全性を確保するための基準。

ただし、自動車使用者が使用過程にある自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他のこれらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合には、当該変更に係る部分について第２節の規定を適用する。

また、自動車の諸元、用途等の変更により構造、装置又は性能が第２節の規定に適合していないおそれがあると認められる部分について構造等変更検査を行う場合には、第２節の規定を適用する。

２．審査事務規程（検査実施要領）〈抜粋〉

第５章　継続検査及び構造等変更検査等（細目告示：第３節）

５－１ 適用

（１）略

（２）次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分について、（１）の規定にかかわらず、第４章の規定（４－１０６を除く。）を適用する。

① 法第６７条第３項の規定による構造等変更検査を行う場合　法第６７条第３項に規定する事由に該当する変更により構造、装置又は性能が第４章の規定（４－１０６を除く。）に適合していないおそれがあると認められる部分

② 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が認められる場合（①に掲げる場合を除く。）当該変更に係る部分

第４章　新規検査及び予備検査（細目告示：第１節・第２節）

４－１ 適用

この章の規定は、法第５９条の規定による新規検査又は法第７１条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第１６条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第６９条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）に適用する。

４－１０６　指定自動車等（細目告示：第１節）

※ ここでしか協定規則等の技術基準が適用となっていない場合は、新型自動車（新車）のみに適用される基準となる。

３．依命通達（検査員の服務）〈抜粋〉

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）

第２節　自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領

２．自動車検査員の服務

（３）自動車検査員は、法第９４条の５第４項の検査を行う際には、「自動車検査独立行政法人法」（平成１１年１２月２２日法第２１８号）第１２条第１項に定める審査事務の実施に関する規定に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示について確認を行うこと。

（参考）使用過程車係る事務規程の適用について

使用過程にある「新規、構変、予備検査」を含む。

・構造等変更（自動車、部品、改造）
・装置の取付け取り外し
・その他これらに類する行為

変更のない部分

変更のある部分

技術基準の証明書の提出が必要！！

審査事務規程に適合している旨の確認をもって終了！
（所定の手続きが必要な場合は、手続きを行って終了！）